

一宮町公告第 5 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 5 第 1 項の規定により一宮町森林整備計画を樹立したいので、同法第 10 条の 5 第 7 項において準用する同法第 6 条第 1 項の規定により次のとおり公告し、一宮町森林整備計画（変更）の案を縦覧に供する。

なお、一宮町森林整備計画（変更）の案に意見のある者は、縦覧期間が完了する日までに、一宮町長に対し、理由を付した文書を持って、意見書を提出することができる。

令和 5 年 2 月 7 日

一宮町長 馬淵 昌也



1 縦覧場所

一宮町一宮 2 4 5 7 番地

一宮町役場 産業観光課

2 縦覧可能時間

8 時 30 分～17 時 15 分(土日祝日を除く)

2 縦覧期間

自 令和 5 年 2 月 7 日

至 令和 5 年 3 月 9 日